

地元農畜産物消費拡大事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地元農畜産物や、地元農畜産物を活用した加工品の消費拡大を図ることを目的としてイベント等に出店をする団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金の交付に関しては、高崎市補助金等交付規則（昭和39年高崎市規則第46号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 この要綱により補助金を受けることができる団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市に所在を置く農業を営む法人、若しくは構成員の過半数が本市の住民基本台帳に記録された農業者で構成される団体
 - (2) その他市長が特に必要と認める団体
- 2 前項の団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1) 代表者の定めがあること。
 - (2) 組織及び運営に関する規約が定められていること。
 - (3) 団体の所在地が本市にあること。

(補助対象事業費)

第3条 補助金の交付の対象となる事業費（以下「補助対象事業費」という）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) イベント等に出店をするために徴収される負担金等
 - (2) イベント等において無料配布又は試食に要する経費
 - (3) イベント等において無料で体験を実施する経費
- 2 前項の規定にかかわらず、他の制度による補助の対象となった事業費については、補助対象事業費としない。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は別表1のとおりとする。

- 2 補助金の交付の対象となる期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、事業の実施前に地元農畜産物消費拡大事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書・予算書（様式2号）

- (2) 補助対象経費に係る事業内容がわかるもの
- (3) 団体設置規約の写し

(交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付を決定したときは、当該申請団体に対し交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(概算払いおよび実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた補助対象団体(以下「交付決定団体」という。)は、当該決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の施行前又は中途において補助金の請求をするときは、地元農畜産物消費拡大事業補助金概算払請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 交付決定団体は、補助事業の実績を報告するときは、地元農畜産物消費拡大事業補助金事業完了報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付し、事業完了日から起算して1月を経過した日又は事業完了の属する市の会計年度の3月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第6号)
- (2) 監査報告書(様式第7号)

(事業の変更又は中止)

第8条 交付決定団体は、補助事業の内容について変更が生じたときは地元農畜産物消費拡大事業補助金変更申請書(様式第9号)を速やかに市長に提出しなければならない。

2 第4条第1項の規定により決定した補助金額より増額が見込まれる変更であっても、補助金額の増額はしないものとする。

3 交付決定団体が補助事業を中止するときは、その届出を速やかに市長に提出しなければならない。

(関係書類の保管)

第9条 交付決定団体は、補助事業の経費等に関する書類を備え、事業完了から5年間これを保管しなければならない。

別表1（第4条関係）

補助対象事業費	単価及び上限額	備考
イベント等に出店するための負担金等	1日あたり30,000円 上限60,000円	但し、補助対象経費が単価に満たない場合は、補助対象事業費の額とする。
イベント等で無料配布又は試食を実施するための経費	1日あたり10,000円 上限20,000円	
イベント等で無料体験を実施するための経費	1日あたり10,000円 上限20,000円	

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

地元農畜産物消費拡大事業補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）高崎市長

住 所
団 体 名
代表者氏名

次の補助事業に対して、補助金の交付を受けたいので、地元農畜産物消費拡大事業補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

1 事業の名称	地元農産物消費拡大事業
2 事業の概要	イベント等の出店に係る費用： 円 試食及び無料配布に係る費用： 円 無 料 体 験 実 施 の 規 模： 人分 無 料 体 験 に 係 る 費 用： 円
3 補助金の額	円
4 着手年月日	年 月 日
5 完了年月日	年 月 日
6 添付書類	事業計画書、予算書、補助金等を必要とする理由書等
7 備考	

様式第2号（第5条関係）

地元農畜産物消費拡大事業計画書・予算書

住 所

団 体 名

代表者氏名

1 事業計画（出店内容のわかる書類を添付する）

2 事業内訳

出店負担金	無料配布・試食経費	無料体験経費	合計
円	円	円	円

3 予算書

①収入の部

補助金	自己資金	合計
円	円	円

②支出の部

出店負担金	無料配布・試食経費	無料体験経費	合計
円	円	円	円

4 補助金を必要とする理由

5 団体設置規則の写し

別添のとおり

様式第3号（第6条関係）

高崎市指令 農林課 第 号

住 所
団体名
代表者氏名

補 助 金 等 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付けの補助金等交付申請に対して、次のとおり補助金等の交付の決定をいたしましたので通知します。

年 月 日

高崎市長

1 事業の名称	地元農畜産物消費拡大事業
2 補助金等の額	円
3 条 件	(1) 補助事業等の完了後1か月以内又は補助事業完了日の属する市の会計年度3月末日のいずれか早い日までに事業報告書及び決算書又は収支精算書を提出してください。 (2) 補助事業者等が法人その他の団体である場合は、補助事業等の会計監査後速やかに、会計監査報告書又は会計監査をした旨の書類を提出してください。 (3) 補助の目的に反するときは、補助金等の一部又は全部の返還を命ずることがあります。 (4) 市長又はその委任を受けた者若しくは監査委員の監査に応じてください。 (5) 事業が長期にわたるものは、中途において事業経過報告書を提出してください。

様式第4号（第7条関係）

地元農畜産物消費拡大事業補助金概算払請求書

年 月 日

（あて先）高崎市長

住 所

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付け高崎市指令 農林課 第 号で交付決定通知のあった地元農畜産物消費拡大事業補助金について、地元農畜産物消費拡大事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり金 円を概算払いによって交付されたく請求します。

記

1 概算払いを必要とする理由

2 概算払いの内容

交付金交付決定額 (A)	既受領額		今回請求額		残 額		事業完了 予定年月 日	備 考
	金 額 (B)	B/A	金 額 (C)	(B+C)/A	金額 D	D / A		
円	円	%	円	%	円	%		

注：交付決定が変更された場合は、備考欄にそのすべてを記入してください。

様式第5号（第7条関係）

地元農畜産物消費拡大事業完了報告書

年 月 日

（あて先）高崎市長

住 所

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付け高崎市指令第 号により補助金の交付決定を受けた事業が完了したので地元農畜産物消費拡大事業補助金交付要綱第7条の規定により報告します。

1 事業の名称	地元農畜産物消費拡大事業
2 事業の概要	イベント等の出店に係る費用： 円 試食及び無料配布に係る費用： 円 無 料 体 験 実 施 の 規 模： 人分 無 料 体 験 に 係 る 費 用： 円
3 補助金の額	円
4 着手年月日	年 月 日
5 完了年月日	年 月 日
6 添付書類	事業報告書、監査報告書、領収証等の写し
7 備考	

様式第6号（第7条関係）

地元農畜産物消費拡大事業報告書

1 事業内容

- ① 試食・無料配布の品目及び数量：
- ② 体験の内容及び実施人数：
- ③ 出店形態（出店写真）：別紙のとおり

2 決算書

①収入の部

補助金	自己資金	合計
円	円	円

②支出の部

出店負担金	無料配布・試食経費	無料体験経費	合計
円	円	円	円

様式第7号（第7条関係）

監査報告書

会 計 監 査 報 告

年度会計監査を 年 月 日に実施したので下記のとおり報告します。

年 月 日

(団体名)

監 事

(団体名)

代表者

様

会計から提出された決算書及び証拠書類に基づいて、収入・支出、通帳等を照合し、必要によって関係諸帳簿について審査した結果、決算は正確であり処理内容も適正であると認められた。

※ 状況に応じて文面を修正してご利用ください。

様式第9号（第8条関係）

地元農畜産物消費拡大事業補助金変更承認申請書

年 月 日

（あて先）高崎市長

住 所

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付け高崎市指令 農林課 第 号で交付決定通知のあった地元農畜産物消費拡大事業補助金について、下記のとおり計画を変更し金 円の
変更承認を受けたいので、地元農畜産物消費拡大事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき承認されたく申請します。

なお、その他については申請書記載のとおりとします。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

注 1 記載事項については、様式第1号に準じます。

2 補助金交付の決定に係る内容と変更後の内容を容易に比較対照できるように作成してください。